

～ 大江町パートタイム会計年度任用職員の募集要綱 ～

令和8年4月1日付採用の大江町パートタイム会計年度任用職員を下記により募集します。
勤務を希望する方は、ぜひお申込みください。

1 招募期間及び受付時間

令和7年12月24日(水)から令和8年1月20日(火)まで必着
持参する場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

2 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年以内

3 招募職種等

別紙一覧のとおり
※職種に限らず、職務以外に町のイベントなどの勤務を命じる場合があります。

4 応募要件

- 年齢・性別は不問です。
職種によっては特定の資格を有している必要があります。
地方公務員法第16条の規定に基づき、次のいずれかに該当しない者とします。
- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 大江町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 応募方法

「大江町パートタイム会計年度任用職員採用試験申込書」を募集期間中に総務課庶務係まで郵送又は直接窓口に提出してください。申込書は町ホームページからダウンロードすることができます。

郵送で提出する場合は必ず特定記録郵便で大江町総務課庶務係宛に送ってください（特定記録郵便以外での事故については一切責任を負いかねます）。

なお、封筒の表面には大江町パートタイム会計年度任用職員採用試験 申込書 在中と記入し、裏面に必ずご自分の住所、氏名を明記してください。

【提出先】大江町役場総務課庶務係 〒990-1101 大江町大字左沢 882 番地の1

6 選考

選考方法は、書類選考及び面接試験により行います。

1月下旬～2月上旬に面接試験を行い、内定は2月末までに通知予定です。

面接日等、詳細は申込者に別途通知します。

7 給料(報酬)・各種手当・休暇等

給料(報酬)の支給単位は日額です。報酬の支払いは、翌月の10日とします(ただし、その日が休日等である場合は、その日前において休日等でない日)。

各種手当として、通勤手当(費用弁償として支給。通勤距離が片道2km以上の者が対象。)、時間外勤務手当(報酬として支給)、期末・勤勉手当(任期が6か月以上で、1週間当たりの勤務が15時間30分以上の者が対象。)の支給があります。

休暇制度として、任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇や特別休暇(忌引きや夏季休暇等)が付与されます。

社会保険等については、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところの加入要件を満たす場合は適用となります。保険者は山形県市町村職員共済組合です。

8 服務等

地方公務員法に規定される服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等)が適用されます。服務規定に反した場合は、懲戒処分の対象となります。

パートタイム会計年度任用職員は、営利企業の従事などの制限が適用されませんので、他に報酬を得て兼業することができます。ただし、服務規定が適用されるので、職務に専念する義務に支障をきたすような長時間の兼業は避けていただくほか、兼業に関する報告をしていただきます。

任用は条件付となり任用後1か月間(1か月の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで。)を良好な成績で勤務したときに正式任用となります。

パートタイム会計年度任用職員は、人事評価制度の対象となります。

9 注意事項

- (1) 申込のため提出された書類はお返ししません。
- (2) パートタイム会計年度任用職員とは、勤務時間が常勤の職員より短い方をいいます。
- (3) 不明な点・詳細についてのお問い合わせは下記にお願いいたします。